

さがロック事業業務委託仕様書

第1条 件名

さがロック事業業務委託

第2条 目的

青少年（中学生から30歳）で構成される軽音楽バンドが、日頃の練習の成果を発表する場を自ら企画・運営し、自身の思い出に残るものを作り出すことで、相模原への愛着を深めるとともにシビックプライドの向上を図ることを目的とする。

第3条 受託事業者の責務

- (1) 受託事業者（以下、「受注者」という。）は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の目的等を十分に理解し、業務を実施するものとする。また、本仕様書や、プロポーザル実施要領のほか、関係法令及び適用基準等を遵守する。
- (2) 本業務に関連し発注者が進捗などの調査又は報告を求めた場合、速やかにこれに対応すること。
- (3) 本業務の全てを再委託してはならない。また、一部を再委託する場合は予め発注者の承認を得ること。
- (4) 本業務上知り得た情報は、漏らしてはならない。

第4条 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

第5条 本業務の内容

本業務委託の内容について、次の各号に定める。

- (1) 音楽イベントの当日運営に関すること

次のとおり音楽イベント「SAGAMIHARA ROCK FESTIVAL」（以下「イベント」という。）を開催すること。

ただし、開催日は令和9年1月31日（日）とし、開催時間は午前10時から午後5時の間で定めること。

名称	定員	内容
フェスステージ	12バンド程度	審査なしの持ち時間15分間で自由に演奏する。演奏曲はオリジナル・コピーを問わないものとする（コンテストステージと同一のものは不可。）
コンテストステージ	10バンド程度	相模原市にゆかりのある審査員3名による審査を行う。1曲5分以内でオリジナル曲に限る。応募者多数の場合は事前提出音源による審査を行う。

ア イベントの運営について

開催当日は、イベントの運営に必要な事項（音響管理・司会・照明・ローディ・記録・受付・出演者管理・会場内整理等）を実施すること。

イ 出演者の運営参加について

フェスステージの当日運営にあつては、出演者バンドごとに前項の役割を割り当て、当日の運営に参加させること。

ウ マニュアルの作成

当日の運営に係る業務マニュアルを紙及び編集可能な電子媒体で納品すること。

エ ステージ演出に関すること

フェスステージの演奏時における演出について、スモークや照明による演出を実施すること。

(2) イベントの実施準備に関すること

ア フェスステージ実行委員会の運営について

フェスステージ出演者により組織される実行委員会を運営すること。
また、少なくとも2回以上実行委員会会議を開催し、フェスステージ開催に係る出演者からの企画提案について検討・実施すること。

イ コンテストステージ参加説明会の開催について

コンテストステージ出演者への参加説明会を少なくとも1回以上開催し、当日の演奏順の決定及び入賞賞品に関する説明を行うこと。

ウ コンテストステージ審査員の選定・依頼について

コンテストステージ当日における審査員の選定及び依頼を行うこと。
ただし、選定した候補者については審査員就任依頼前に、依頼内容を発注者へ報告し、その承認を得るものとする。

エ 著作権等許諾書の収集について

本業務により発生する著作権及び肖像権について、出演者全員から許諾を文書により得ること（任意様式）。

オ 人員・資材の手配について

開催にあたっては会場及び音楽機材、楽器、スタッフ（司会・受付・PA・転換・設営・撤去を含む）等の手配を行うこと。

カ 事前音源審査の実施について

コンテストステージ応募者が提出した音源の審査を行い、上位10バンド程度をコンテストステージ出場者として選定すること。
併せて、出場の可否及び審査結果を応募者へ通知すること。
ただし、応募が定員に満たない場合は音源審査を行わないものとする。

(3) 入賞賞品に関すること

コンテストステージについては、入賞賞品を設けること。入賞数及び最優秀賞を除く賞品については、発注者との協議の上決定すること。

また、最優秀賞を獲得した楽曲を使用して次の各号のとおりミュージックビデオ（以下、MVという）を製作すること。

ア MV内容の決定について

映像は相模原市内で撮影されたものを含むこと。また、音源は別途レコーディングを行ったものを使用することとする。

また、映像の内容については、コンテストステージ最優秀賞バンドと協議して決定すること。

イ 録音・撮影地の連絡調整について

撮影地（相模原市内を含む）の考案、撮影に係る関係各所との調整、撮影製作の調整、レコーディングの手配に係る連絡調整を行うこと。

ただし、発注者による連絡調整が適当であるものについては、受注者からの申し出により発注者が行うこととする。

ウ 撮影及び映像の編集について

MVに使用する映像の撮影、及び編集作業を行うこと。

エ 納品形式について

MVは完成後、データ（MP4形式）で納品すること。

（４）記録映像の製作に関すること

イベントの開催後、イベントの実施内容を含めた映像を制作し、配信又は放映すること。

（５）広報に関すること

出演者の募集、イベントの開催周知、MVの放映周知にあたっては、チラシ、SNSやインターネット等の効果的な媒体を用いて広報を行うこと。

また、フェスステージ出演者の希望に応じて、広報活動に参加させること。

（６）出演者及び来場者へのアンケートの実施に関すること

イベントの出演者及び来場者へのアンケートを実施すること。アンケートの方法及び内容については事前に発注者と調整するものとする。

（７）協賛・後援の募集について

実行委員企画及び入賞賞品に要する費用の軽減、並びに出演者に対する市関連企業・団体の認知度向上を図るため、イベントへの協賛・後援を募ること。ただし、募集の方法及び依頼先の団体・企業については、募集を行う前に発注者と調整し、その承認を得るものとする。

第6条 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

第7条 履行場所

実行委員会との協議の上、受注者が調達する場所で行うこと。

当日にイベントを実施する場所は、中央区「相模原市民会館」とする。

第8条 業務担当者

受注者は、契約締結後、速やかに本業務の実施について業務担当者を選定し、本業務に従事する者の指揮監督その他本業務の遂行に必要な事務に当たらせるものとする。

- 2 受注者は、本業務の契約期間中は業務担当者を交替させてはならない。ただし、やむを得ない理由により交替が必要になる場合は、この限りではない。
- 3 発注者は、業務担当者がその職務について著しく不適当と認められるときは、受注者に対して当該業務担当者の交替を求めることができる。

第9条 業務の報告

受注者は、本業務の進捗状況について、毎月1回以上、発注者に業務報告を書面で行うこととする。

第10条 成果物の提出先

成果品の提出先は全て、こども・若者応援課に納品すること。

第11条 費用負担

特段の定めのないかぎり、本業務に係る全ての費用は受注者が負担する。

第12条 業務の実施にあたっての留意事項

本業務の実施にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 市や会場の管理者等から会場の使用等についての指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (2) 安全な運営に必要な人数の運営スタッフを配置すること。
- (3) 重大事故の原因となる人的・物的なハザードを除去して事故を防止すること。
- (4) 機材や不審者対応等の安全管理に関して、万全の注意を払うこと。
- (5) 本業務の実施中に事故が発生した場合、応急の処置を講じたのち、事故の状況及び経過について市へ速やかに報告すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、実施場所の原状回復に努めること。
- (7) 不審者の情報が入った場合は市に報告の上、警察への通報等適切な措置を講ずること。
- (8) 本業務の実施中は、実施場所において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行わない、若しくは行わせないこと。
- (9) 本業務の実施中に発生した事故について、受注者が責任をもって対応すること。

第13条 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議の上決定する。